

## 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

## 第62条 通信連絡を行うために必要な設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	全般 (添62-10, 添62-11, 他)	設置場所、保管場所、操作場所等について、「建物名称と階層」で表記していたものを「建物名称とエレベーション」で表記するように修正しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	全般 (62-3, 62-4, 他)	「非常用電源設備」の記載を、条文間整合を図るとともに女川2号炉に合わせて「非常用所内電源設備」、「非常用交流電源設備」又は「ディーゼル発電機」に書き分けました。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	全般 (62-19, 62-20, 他)	「運転指令設備電源」又は「運転指令設備電源（蓄電池）」の記載を、「運転指令設備電源（蓄電池）」に統一しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	全般 (62-19, 62-20, 他)	「通信機械室内電源」又は「通信機器電源（蓄電池）」の記載を、「通信機器電源（蓄電池）」に統一しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	全般 (添62-9, 添62-42, 他)	補足説明資料「62-4系統図」から単線結線図に該当する箇所を抜粋し、補足説明資料「62-8単線結線図」として新規作成しました。 これに伴い、添付資料の補足説明資料の呼び出しを適正化しました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	添62-1	「通信連絡を行うために必要な設備【62条】」の文頭に「【設置許可基準規則】」を追記しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	添62-6	以下の記載を修正しました（下線部参照）。 （旧）原子炉建屋，タービン建屋等 （新）原子炉建屋，原子炉補助建屋等	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	添62-27	表2.19.20 操作対象機器設置場所（携行型通話装置（保管場所：中央制御室及び原子炉補助建屋））  文中との整合のため、操作場所に「原子炉補助建屋T.P.33.1m」を追記しました。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	添62-55	以下の記載を適正化しました（下線部参照）。 （旧）運転指令設備は電気建屋地上2階に設置， （新）運転指令設備の主要設備は電気建屋地上2階に設置し，	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	添62-56	以下の記載を適正化しました(下線部参照)。 (旧)中央制御室及び緊急時対策所待機所内に保管することで (新)中央制御室及び緊急時対策所指揮所内に保管することで	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	添62-56	以下の記載を適正化しました(下線部参照)。 (旧)外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所指揮所及び原子炉補助建屋地上2階に保管し、運転指令設備の主要設備は電気建屋地上2階、 (新)外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋T.P.17.8m及び緊急時対策所指揮所に保管し、運転指令設備の主要設備は電気建屋T.P.17.8mに設置し、	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	添62-58	表2.19.41 携行型通話装置 設計基準対象施設との独立性 比較表と異なる表を記載していたため適正化しました。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	添62-62	表2.19.45 衛星電話設備(携帯型)の設計基準対象施設との独立性(発電所内) 以下の記載を適正化しました(下線部参照)。 (旧)緊急時対策所内 (新)緊急時対策所指揮所内	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	添62-66	以下の記載を適正化しました(下線部参照)。 (旧)有線系回線及び衛星系回線 (新)有線系回線及び無線系回線	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r 10.0)	添62-83	表2.19.62 データ伝送設備(発電所外)の多様性 以下の記載を適正化しました(下線部参照)。 (旧)非常用電源設備(ディーゼル発電機) (新)ディーゼル発電機	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	目次	補足説明資料「62-4系統図」から単線結線図に該当する箇所を抜粋し、補足説明資料「62-8単線結線図」として新規作成しました。 これに伴い、目次を修正しました。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-1-1~12	62-1 SA基準適合性一覧表 ・他条文の記載との整合を図り全体修正 ・補足説明資料「62-8単線結線図」を新規作成したことにより、資料呼出を修正	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-1-15	以下の誤記を修正しました(下線部参照)。 (旧)常設重大事故等対処設備の容量等について (新)設置場所について	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-3-3	以下記載を適正化しました(下線部参照)。 (旧) 【発電所】緊急時対策所指揮所, 中央制御室 (旧) 【発電所】緊急時対策所指揮所, 3号炉中央制御室	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-3-7	テレビ会議システム(指揮所・待機所間) 試験・検査内容  ・試験構成に記載の無線通信装置に屋外アンテナを追記しました。 ・無線通信装置及び通信機器がインターフォンと同じである事を追記しました。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-3-8	インターフォン 試験・検査内容  ・試験構成に記載の無線通信装置に屋外アンテナを追記しました。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-3-9	図 通信連絡設備(発電所外)の概要  ・泊発電所内に記載の通信機器の記載箇所を適正化しました。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-3-11 62-3-12 62-3-13	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 試験・検査内容  ・緊急時対策所指揮所と原子炉補助建屋間の通信路の記載を適正化しました	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-3-16	データ伝送設備(発電所外) 試験・検査内容  「無線通信装置」の記載を「衛星通信装置」に修正しました。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-4-5	第62-4-5図 通信連絡設備(発電所外[社内関係箇所])の概要(その1)  ・衛星電話設備(固定型)に記載されてた衛星通信設備の記載を削除しました。 ・衛星電話設備(固定型)のアンテナが建屋から離れていたため記載を適正化しました。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-4-7	第62-4-7図 通信連絡設備(発電所外[社外関係箇所])の概要(その2)  ・泊発電所に記載の通信機器の記載位置を適正化しました。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-5-6	以下記載を適正化しました(下線部参照)。 (旧) 携行型通話装置を用いた中央制御室と現場との通信連絡の概要 (新) 携行型通話装置を用いた中央制御室と現場間との通信連絡の概要	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-8 表紙	補足説明資料「62-4系統図」から単線結線図に該当する箇所を抜粋し, 補足説明資料「62-8単線結線図」として新規作成しました。 これに伴い, 「62-8単線結線図」の表紙を作成しました。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r 10.0)	62-8-1~6	補足説明資料「62-4系統図」から単線結線図に該当する箇所を抜粋し, 補足説明資料「62-8単線結線図」として新規作成しました。 これに伴い, 図表番号を適正化しました。	